**保証金の取戻し手続**

　以下の所定の手続きを経ることにより、保証金の取戻しが可能となります。

　ただし、「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第82号）の施行（平成16年3月1日付け）から６か月を経過した日から起算して10年が経過したとき（**平成26年9月１日）**は、**供託物取戻し請求権は時効完成により消滅する**ため注意が必要です。

１、取戻し広告

　　　保証金の取戻しをしようとする事業者は、６か月以上の期間を定めて、必要事項を官報に掲載公告しなければなりません。（公告は、最寄りの官報公告取次店に対して、有料職業紹介事業保証金取戻し公告に掲載料を添えて提出することにより行います。）

　　　公告事項

　　　　①有料職業紹介事業者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地

　　　　②保証金の額

　　　　③旧職業安定法（昭和22年法律第141号）第32条の2第2項の権利を有している者（以下、「債権者」といいます。）は、６か月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実等を記載した申出書２通を、この公告をした者の事業所を管轄する都道府県労働局長（以下、「管轄の労働局長」といいます。）に提出する旨の記述

　　　　④前号の申出書の提出がないときは、保証金が取戻される旨

２、取戻し公告を行ったことの届出

　　　保証金の取戻しをしようとする事業者が、１の保証金取戻し公告をしたときは、速やかに、その旨を管轄の労働局長に届け出ることになります。この届出は「有料職業紹介事業保証金取戻公告届（通達様式第１号）を提出して行います。

　　　この、公告届の提出を受けて、各労働局は官報の写し等により公告掲載の確認を行うことになります。

３、公告後の債権の申出に関する確認、証明

　　　公告に定めた期間（６か月）経過後、管轄の労働局長から事業者に対し、債権者からの申出書の提出の有無によって、以下の証明書が交付されます。

　　　①公告の期間内に申出書の提出があった場合には、提出のあった申出書　２部のうち１部及び申出に係る債権の総額を記載した証明書

　　　②公告の期間内に申出書の提出がなかった場合には、その旨を記載した　証明書

　　　※交付される証明書は、供託所（法務局）に対して、４の供託物（保証金）の払渡し請求の際に、添付書類として使用します。

４、供託物（保証金）の払渡しの請求

　　　　保証金の取戻しをしようとする事業者は、次の区分により、法及び省令に従い、供託所に対して供託物の払渡しの請求をします。

　　　　①公告の期間内に申出書の提出があった場合には、３の①により交付された証明書と、申出のあった債権につき、当該債権者に還付請求権がないこと又は債権が存在しないこと若しくは任意弁済により債権が消滅したことを立証ができる書面「取戻しの権利を有することを証する書面」を添付して請求します。立証できなければ取戻しの請求ができません。

　　　　②公告の期間内に申出書の提出がなかった場合には、３の②の証明書を　添付して請求します。

※法附則第3条第3項ただし書きにより、平成26年３月１日以降は、保証金を供託している事業者が当該保証金の取戻しを請求するときは、官報への公告を要せず、また、供託物払渡請求書に都道府県労働局長が交付する債権申出書の提出がなかった旨等の証明書の添付を要しないこととされています。